

- タイトル : マレーシアの建設に関連する仲裁制度
- 掲載月 : 2015年3月
- 国・地域名 : マレーシア
- 情報提供者: 栗田 哲郎（ベーカー&マッケンジー法律事務所 弁護士）

1 はじめに

マレーシアは、シンガポール同様、国策として仲裁の振興に力を入れており、国内の中心的な常設仲裁機関として、クアラルンプール地域仲裁センター(Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration(KLRCA))が存在し、マレーシアにおける仲裁手続きを利用する建設会社が増加している。

マレーシアにおける建設紛争については、地元のマレーシアの裁判所を利用する例も存在する。もともと、マレーシアの裁判所において、マレーシア企業（特にマレーシアの国営系企業）と裁判を行うことについて、公平性の点において疑問を呈する日本企業も存在する。また、手続きの迅速性、判決の承認・執行の問題も存在する。このため、敢えてマレーシアの仲裁を選択する日本企業が増加しているといえる。

さらに、マレーシアはシンガポールに地理的に近接していることから、マレーシアの建設プロジェクトであったとしても、敢えてシンガポールの仲裁を選択する建設会社も存する。他方、最近では、KLRCA に対する認知と信頼が急激に高まっており、仲裁合意において KLRCA を仲裁機関として指定する建設会社が増加している。KLRCA の紛争処理件数をみても、2011年の仲裁法改正以前には年間約20件程度に過ぎなかったのに対し、2013年には156件、2014年は6月までの統計で225件と、その案件数は飛躍的に増加している¹。

以下、建設会社が頻繁に利用している KLRCA を中心に、マレーシアの仲裁制度について説明する。

2 KLRCA の手続き

KLRCA は、アジア・アフリカ法律諮問機関(AALCO)によって1978年に設立された。KLRCA は、AALCO がアジアにおいて初めて設立した地域仲裁センターであり、政府から独立した中立の仲裁機関である。

KLRCA は、KLRCA 仲裁規則(KLRCA Arbitration Rules)のほか、グローバル・ビジネスの要請に応えるべく、様々な革新的なメカニズムを用意している。特に、2010年には、簡易な手続で短期間での紛争解決を可能にする Fast Track Arbitration Rules が制定された。また、2012年には、シャリア法上の紛争を処理するため、同種の規則としては世界初となる KLRCA i-Arbitration Rules が制定された。

KLRCA 仲裁規則は、UNCITRAL 仲裁規則を原則として採用するとともに、適宜修正を加え、最新の仲裁実務をとり入れている。

KLRCA 仲裁規則は、2013年に改正された。主要な改正点は次のとおりである。

¹ Kanishk Verghese, "Arbitration in Asia: The next generation?" (July 1, 2014), available at <http://www.legalbusinessonline.com/reports/arbitration-asia-next-generation>

➤ **緊急仲裁(Emergency Arbitration)の新設**

2013 年改正により、他の仲裁機関に倣い、緊急仲裁制度が新設された。これにより、仲裁廷の構成前に、緊急仲裁人を任命し、このような緊急仲裁人が暫定保全措置を取ることができるようになった。

➤ **仲裁判断前の利息に関する規定の新設**

新規則 11 条において、仲裁人の権限が拡大され、仲裁判断前の利息に関して仲裁判断を下せる規定が盛り込まれた。

➤ **秘密保護に関する規定の新設**

新規則 15 条においては、仲裁廷、当事者、専門家、証人および KLRCA について、仲裁判断を含む仲裁手続についての守秘義務が課されることとなった。

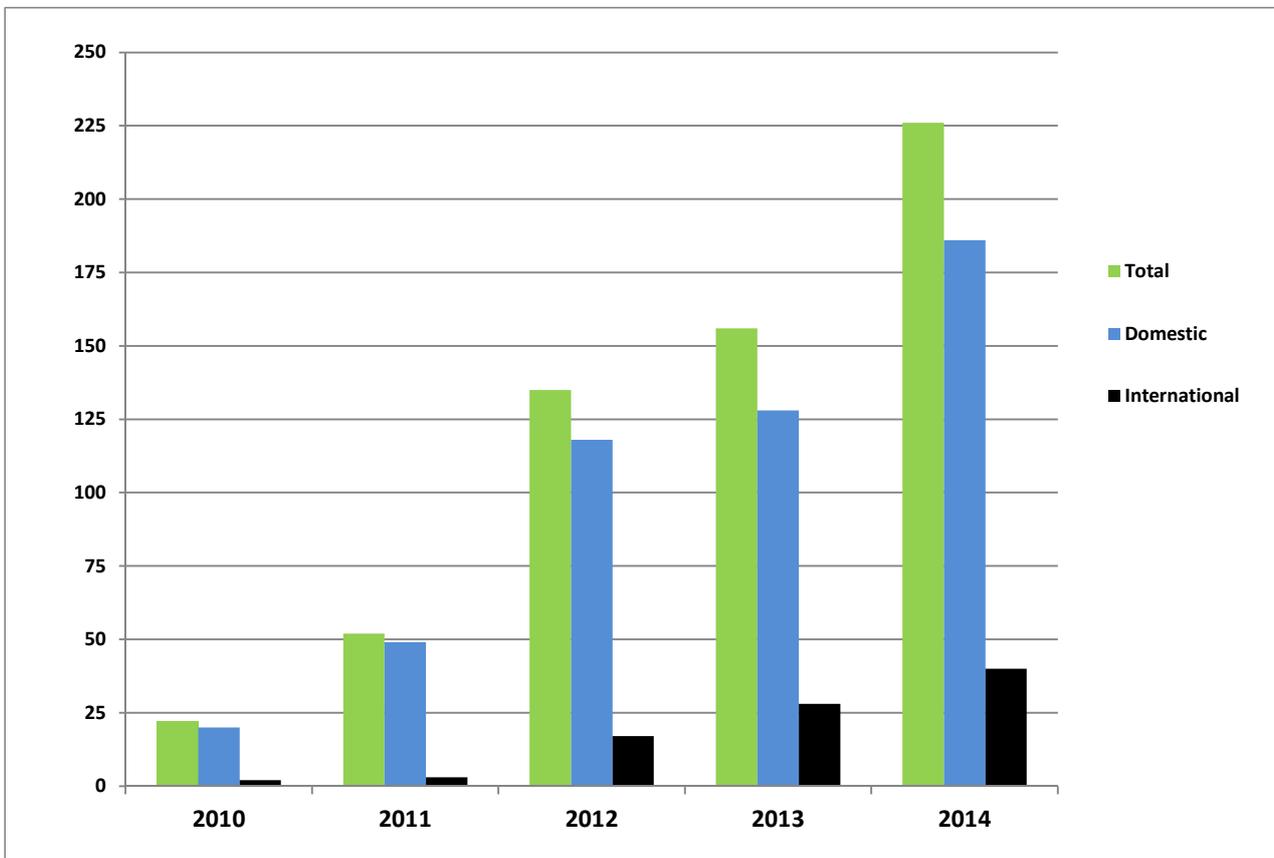
➤ **仲裁費用の預託についての規定の新設**

新規則 13 条においては、KLRCA のディレクターが、当事者に対し、仲裁費用を預託することを命ずる権限が与えられた。

➤ **仲裁人報酬および管理費用算定表の改正**

仲裁人報酬および管理費用 (administrative costs) の算定表が改正された。KLRCA 仲裁にかかる費用が他の仲裁機関と比して低廉なものとなっている。

下記の通り、KLRCA においては、2013 年 156 件、2014 年 225 件と、数多くの案件を取り扱っている。もっとも、大半が国内仲裁という状況であり、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) と比較すると国際仲裁の数は多くない。



(上記資料は、KLRCA より筆者らが入手)

KLRCA が公表している KLRCA 仲裁規則のモデル仲裁条項(英語版)は以下のとおりである。

Any dispute, controversy or claim arising out of or relating to this contract, or the breach, termination or invalidity thereof shall be settled by arbitration in accordance with the KLRCA Arbitration Rules.

(本契約、その違反、解除または無効から生じまたはそれらに関するすべての紛争または請求については、KLRCA 仲裁規則に基づく仲裁により解決される。)

KLRCA は仲裁人リストをウェブサイトで公表している²。外国人も仲裁人になることができる。KLRCA の特徴は、非常に多くの外国人仲裁人が登録されていることである。外国人を含めた仲裁人の数の多さは、KLRCA の特徴の一つといえるであろう。

KLRCA 仲裁規則では、当事者が仲裁人を単独とするとの合意をしない限り、国際仲裁においては 3 名の仲裁人で仲裁廷を構成し、国内仲裁においては 1 名の仲裁人が仲裁廷を構成する(KLRCA 仲裁規則 4 条)。このようにデフォルトの仲裁人の人数が、国内仲裁と国際仲裁によって異なるため注意が必要である。

仲裁人が 1 名の場合、当事者が仲裁人について合意するか、合意が成立しない場合、当事者の申立により、KLRCA のディレクターが仲裁人を任命する(KLRCA 仲裁規則 5 条)。

仲裁人が 3 名の場合、各当事者が 1 名選任し、その当事者から任命された 2 名の仲裁人が首席仲裁人となるもう 1 名の仲裁人を任命する(KLRCA 仲裁規則 6 条)。片方の当事者が仲裁人の任命を通知した後 30 日以内にもう片方の当事者が仲裁人を任命しない場合、既に任命を行った当事者は、KLRCA のディレクターに対し、仲裁人の任命を求めることができる。両当事者が仲裁人を任命した後 30 日以内に、任命された 2 名の仲裁人が首席仲裁人を任命しない場合、KLRCA のディレクターが首席仲裁人を任命する。

KLRCA は、仲裁件数の増大等に対応するとともに、仲裁手続の利用をさらに促進するため、2014 年 8 月にクアラ Lumpur 中心部の新施設(Bangunan Sulaiman)に移転した。新施設は従来の施設の 5 倍もの面積を誇り、19 のヒアリング・ルーム、25 のブレイクアウト・ルーム、図書館を含む充実した最新の設備を備えている。このような新施設をベースとして、アジアにおける紛争解決のハブとして KLRCA がさらに発展していくことが期待されている。

3 マレーシアにおける仲裁制度

マレーシアの仲裁法制の基本となるのがマレーシア仲裁法(以下「仲裁法」、Arbitration Act 2005)である。仲裁法は、UNCITRAL モデル法(United Nations Commission on International Trade Law Model Law on International Commercial Arbitration, 1985, amended in 2006)に準拠していると評価されている。以前、マレーシアにおいては、1952 年仲裁法(Arbitration Act 1952)に則っていたが、上記仲裁法の施行によって同法は廃止されている。

仲裁法は、2011 年に改正され、仲裁を振興する政府の方針を受け、裁判所の介入の範囲がさらに制限された。すなわち、仲裁法 8 条において、“No court shall intervene in any matters governed by this Act, except where so provided in this Act.(本法が定める場合を除き、いかなる裁判所も、本法の対象となる事項について介入を行うことはできない。)”という点が明確化されることとなった。このような裁判所の介入の防止は、マレーシアにおける国内仲裁の中立性・独立性を高めることとなり、KLRCA 利用の飛躍的増加のひとつの要因となっている。

マレーシアの仲裁法においては、仲裁合意が公の秩序に反しない限り、仲裁合意の対象となっている幅広い

² KLRCA Adjudicators' Panellist List, available at <http://klrca.org/panellist/>

紛争について仲裁を行うことができる(仲裁法 4 条 1 項)。マレーシア政府を相手方とする仲裁の申立てを行うこともできる(仲裁法 5 条)。

仲裁法では、UNCITRAL モデル法に倣い、国内仲裁(domestic arbitration)と国際仲裁(international arbitration)の2つを分けて規定している(仲裁法 2 条 1 項)³。国際仲裁とは、①仲裁合意の当事者が、その合意時にマレーシア国外に事業所を有する場合、②仲裁合意においてまたは仲裁合意により定められた仲裁地または商事関係その他の関係に基づく義務の実質的な部分が履行されるべき地もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地がマレーシア国外である場合、または③当事者が、仲裁合意の対象事項が複数の国に関係する旨明示的に合意した場合の仲裁のことをいう。国内仲裁は、国際仲裁以外の仲裁として定義される。

国内仲裁においては仲裁法第3部(仲裁法 40 条ないし 46 条⁴)の規定が原則として適用されるのに対し、国際仲裁においてはこれらの規定は原則として適用されない(当事者の書面合意がある場合にのみ適用される)。したがって、例えば、国内仲裁においては、仲裁判断に法令上の誤りがある場合原則として高等裁判所に対して救済を求めることができるが(仲裁法 42 条)、国際仲裁においては、原則としてこのような救済手続を利用することができない。

当事者による別段の合意がない限り、マレーシアを仲裁地とする国内仲裁においては、マレーシア法が(実体法上の)準拠法となる(仲裁法 30 条 1 項)。国際仲裁においては、当事者が合意した法が準拠法となる(仲裁法 30 条 2 項)。準拠法に関する当事者の合意がない場合、仲裁廷が国際私法に従い準拠法を決定する(仲裁法 30 条 4 項)。

両当事者は、仲裁手続の準拠法を決定することができる(仲裁法 24 条 1 項)。両当事者が仲裁手続の準拠法に合意しない場合、裁判所が決定することができる(仲裁法 24 条 2 項)。このように決定された準拠法は、別段の合意または決定がない限り、当事者からの提出書面、ヒアリング、仲裁判断、仲裁廷による決定などに適用される(仲裁法 24 条 3 項)。

仲裁合意は、書面で行わなければならない(仲裁法 9 条 3 項)。但し、手紙やファックスのやり取りなど、合意の記録となるものがあれば書面によるものとみなされる(仲裁法 9 条 4 項 b)。

当事者は、仲裁手続中または仲裁手続の開始前の時点において、高等裁判所に対し、訴訟費用の保全、文書のディスカヴァリ、陳述書の提出、仲裁の目的物の保全、差止めなどを求めることができる(仲裁法 11 条 1 項)。また、仲裁廷は、当事者による別段の合意がない場合、訴訟費用の保全、文書のディスカヴァリ、陳述書の提出、仲裁の目的物の保全などを命ずることができる(仲裁法 19 条 1 項)。

4 マレーシアにおける仲裁判断の執行

マレーシアにおいて、仲裁判断の承認・執行は、仲裁地をマレーシアとする仲裁判断(「国内仲裁判断」と、仲裁地を外国とする仲裁判断(「外国仲裁判断」)のいずれについても、仲裁法 38 条 1 項において規定されている。国内仲裁判断または外国仲裁判断は、拘束力あるものとして承認され、執行されなければならない(仲裁法 38 条 1 項)。したがって、原則として仲裁判断が承認・執行の対象となることについて、国内仲裁判断と外国仲裁判断に差異はない。

³ シンガポールにおいては、Arbitration Act と International Arbitration Act の 2 つの法律となっているが、マレーシアにおいては、あくまでも一つの法律の中で、国内仲裁と国際仲裁を規律している。

⁴ 仲裁法第3部の規定には、手続の併合(仲裁法 40 条)、高等裁判所(High Court)による先決的法律判断(仲裁法 41 条)、高等裁判所に対する法律判断の付託(仲裁法 42 条)、高等裁判所による仲裁法 42 条に基づく判断に対する上訴(仲裁法 43 条)、仲裁の費用(仲裁法 44 条)、仲裁手続を開始するための期間の延長(仲裁法 45 条)、仲裁判断を行うための期間の延長(仲裁法 46 条)が含まれる。

なお、仲裁法にいう「外国」とは、ニューヨーク条約を批准したマレーシア以外の国のことをいう(仲裁法 38 条 4 項)。執行を行うためには、仲裁判断の原本または謄本、仲裁合意の原本または謄本を提出する必要がある、仲裁判断または仲裁合意がマレー語または英語以外の言語による場合、英訳を付さなければならない(仲裁法 38 条 2 項、3 項)。このように、現地語であるマレー語のみならず英語を用いて承認・執行を行うことができるのは、マレーシアにおける仲裁判断の承認・執行のひとつの特色である。

なお、仲裁法においては、Reciprocal Enforcement of Judgment Act 1958 (Act 99)を廃止しなかった。同法は、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国における外国仲裁判断について、仲裁判断が下されたローカルの裁判所において登録することを前提に、外国裁判と同様に承認・執行できることが規定されている。したがって、コモンウェルスの国々およびその他同法で規定された国においては、この法律に基づく承認・執行も可能である。さらに、仲裁法は、いわゆるコモン・ローに基づく外国仲裁判断の承認・執行も排除していないが、仲裁法があるため、実務では利用されることは極めて少ない。

外国の仲裁判断の拒絶事由は、仲裁法 39 条に記載されている。仲裁法 39 条においては、次の事由が拒絶事由として定められている。

- (1) 仲裁合意の当事者の無能力
- (2) 仲裁合意が当事者が合意した法律または仲裁判断が行われた国の法律に違反すること
- (3) 通知懈怠または防御不能
- (4) 仲裁判断が仲裁申立書の対象外のものを含むこと
- (5) (3)により、仲裁判断が仲裁合意の範囲外の事項を含むこと
- (6) 仲裁廷の構成または仲裁手続が仲裁合意または仲裁法に反すること
- (7) 仲裁判断の取消等がなされたこと
- (8) 紛争の対象がマレーシア法上仲裁による解決の対象とならないこと
- (9) 公序良俗違反

本条の拒絶理由は、拒絶を主張する当事者が主張・立証しなければならない。なお、公序良俗の意味については、仲裁法 37 条 2 項において、仲裁判断が詐欺または汚職行為によってなされまたはその影響を受けたものであること、仲裁の手続中にまたは仲裁判断に関して自然法に反することが明確である場合であるとされており、その意義が限定されている。

仲裁判断は、終局性を有し、当事者を拘束する(仲裁法 36 条)。しかしながら、仲裁法 37 条においては、次の事由が存在する場合には、高等裁判所に対して仲裁判断の取消しを求めることが認められている。

- (1) 仲裁合意の当事者の無能力
- (2) 仲裁合意が当事者が合意した法律またはマレーシア法に違反すること
- (3) 通知懈怠または防御不能
- (4) 仲裁判断が仲裁申立書の対象外のものを含むこと
- (5) (3)により、仲裁判断が仲裁合意の範囲外の事項を含むこと
- (6) 仲裁廷の構成または仲裁手続が仲裁合意または仲裁法に反すること

- (7) 仲裁判断の取消等がなされたこと
- (8) 紛争の対象がマレーシア法上仲裁による解決の対象とならないこと
- (9) 公序良俗違反

仲裁法 37 条に基づく取消しは法令違反に基づく取消しを認めるものではない。これに対し、国内仲裁においては、当事者の別段の合意がない限り、仲裁判断から生ずる法令上の問題点を高等裁判所に対して付託することができる(国際仲裁においては、当事者の合意がある場合においてのみこのような付託を行うことができる。)。このような付託を受けた高等裁判所は、仲裁判断の変更・取消を行うことができる場合がある(仲裁法 42 条)。

マレーシアの裁判所は、外国仲裁判断を尊重する傾向にあり、数多くの仲裁判断の承認・執行の実例を有している。したがって、日本企業は、外国仲裁判断を選択したうえで、マレーシア裁判所に承認・執行を申し立てるにあたって、障害は必ずしも多くない。しかしながら、下記の通り、承認・執行が拒絶される例も見受けられる。下記の事例は、外国仲裁手続きにおいて十分な攻撃防御の機会がなかったことを理由に、承認・執行が拒絶された例である。

Equitas Limited v. Allianz General Insurance Company (Malaysia) Berhad (High Court Malaya, Kuala Lumpur, Hamid Sultan Bin Abu Backer Judge) 4 December 2009

本件は、原告とマレーシア企業との間で生じた紛争に端を発するものである。原告と当該マレーシア企業はイギリスで仲裁を行い、原告に有利な仲裁判断が下された。その後、原告は、当該マレーシア企業ではなく、当該マレーシア企業の権利義務を譲り受けた Allianz General Insurance Malaysia Berhad(「AGIM」)を被告として仲裁判断の承認・執行を求めた。マレーシアの裁判所は、被告である AGIM においてイギリスの仲裁手続において防御の機会が与えられなかったことなどを理由に、AGIM に対する承認・執行を認めなかった。

5 まとめ

以上が KLRCA、マレーシア仲裁の概要である。マレーシアの裁判所と比較して、公正で迅速な判断を期待できるマレーシアにおける仲裁を利用するマレーシアの建設会社が増加しているところ、上記のような基本的なシステムを理解しておくことは重要であるといえよう。

以 上

※利用者が本資料のコンテンツ、または本資料からリンクされているウェブサイトを利用したことで発生したトラブルや損害について、情報提供者は一切責任を負いませんのでご了承ください。

本記事の無断の転載、掲示板への掲載等は禁止いたします。

※ 本提供情報の著作権は国土交通省に帰属し、その他情報の取扱いについては、国土交通省ウェブサイトの「リンク・著作権・免責事項」(<http://www.mlit.go.jp/link.html>)に拠るものとする。